

第96号ファミサポだより

令和8年7月



発行：〒584-8511 富田林市常盤町1番1号
富田林市ファミリー・サポート・センター
TEL 0721-25-1000（内線283）
FAX 0721-24-8976

ホームページアドレス <http://www.city.tondabayashi.lg.jp>

Eメールアドレス k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

暑い日が続くなか、日々活動にご尽力いただきありがとうございます。こどもさんはもちろん、会員の皆さまにおかれましても熱中症には十分気をつけていただきお過ごしください。

本市では昨年度会員様専用の意見フォームを開設いたしました。匿名にて意見投稿していただけますので、会員の皆さまのお声をお聞かせください。たくさんのご意見お待ちしております。

意見フォーム →



令和8年5月31日現在

依頼会員 135名

援助会員 67名

両方会員 12名

合計 214名

活動件数 ◆12月 42件 ◆1月 28件 ◆2月 34件 ◆3月 26件 ◆4月 61件

活動報告書より抜粋



学童へお迎えに行くと、運動場から教室に戻るところでした。身支度をするのに部屋へ入る時、きちんと靴をそろえて置いていてとても感動でした。

（6歳の援助者）

今日は外遊びに行かずにずっとお家で遊んでいました。ボールプールにある人形を出して、その中に隠れて何回も「ばあー」と驚かせてくれる〇〇ちゃんでした。

（2歳の援助者）

預かり時、前回から引き出しに入っているシャボン玉セットを見ては「暖かくなってからね。」と話していて、「まだ早いね。次かな〜?」と言っていました。我慢できずスキップボールとシャボン玉を持って出て大はしゃぎで遊びました。

（7歳の援助者）

初めてのサポートで妹の〇〇ちゃんは学童初登校！〇〇くん（お兄ちゃん）が敬語で話してゆっくり伝えてくれる所がいじらしく、愛おしく感じました。学童へ入って行く時、身体をこちらへ向けて「遠い所ありがとうございました。」と頭を下げてくださいました。感激でした。

（8歳と7歳の援助者）

保育園へお迎えにいくと、〇〇ちゃん（妹）はすっかり今のクラスの先生になついていて、帰りぎわ何度もギューっとしていました。〇〇ちゃん（お姉ちゃん）は相変わらず仲良しのお友達と最後までお話しをしていました。

（6歳と3歳の援助者）



前回講習会の報告

テーマ：虐待から子どもを守るためには

日時：令和8年3月25日（水） 午前10時～11時30分

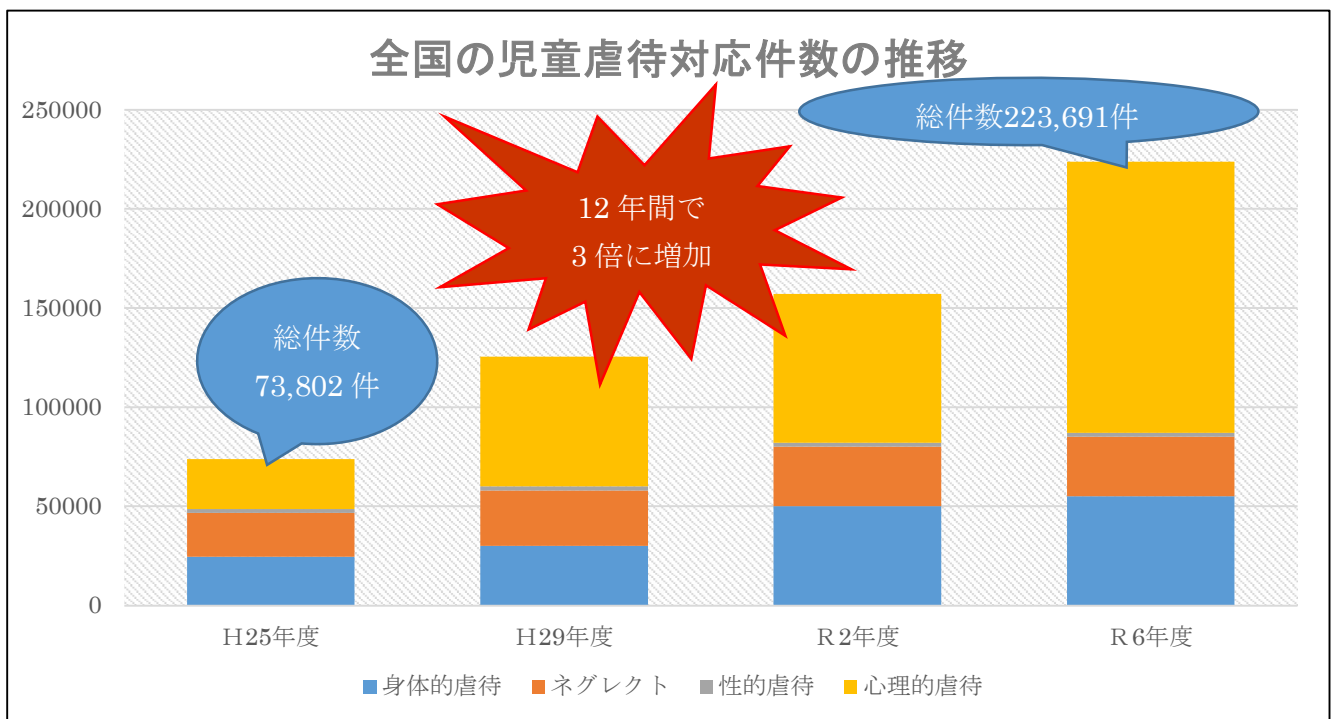
講師：富田林市役所 子育て応援課職員



今年度から援助会員さんと両方会員さんには「虐待に関する講座」を5年に1回受講していただく事が必須になり、今回はその第1回目の講習会でした。

こどもの人格や才能を伸ばしながらサポートをし、社会性をはぐくむ行為をしつけという事に対して、体罰とは身体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為を言います。ひと昔前で日常的に行われていた「言葉で注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた」であったり、「大切な物にいたずらをしたので長時間正座をさせた」は今では体罰にあたります。

児童虐待を引き起こす背景には、【こどもに障害がある】【保護者自身が虐待を受けていた】【離婚・再婚・別居などによる家庭環境】など様々な要因があり、1つだけではなくいくつかの要因が重なりあって起こる場合が多々あることも学びました。



《参加者の声》

- ・全国で虐待の件数が増加していることに驚きました。通告はその人達を守るためのものということにも気付きました。
- ・昔と違い虐待の定義が広がっている。こどもを叱れない親も増えていると実感しています。
- ・ネグレクトについて少し理解できた。
- ・虐待ということをあまり気にしていなかったが、対応件数の表を見ることによりやはり多いのだと思いました



（保育の様子）

援助・両方会員さんへの重要なお知らせ

援助・両方会員さんの皆さまは、5年に1回受講必須となっております**救命講習、事故防止、虐待防止**の講習ですが、今年度から**ヤングケアラーに関する講習も5年に1回受講必須**となりました。国や行政でも支援の取り組みに動くなど社会問題となっていますので、ぜひとも皆さまの積極的なご参加をよろしくお願いいたします。本市ファミリー・サポート・センターでの講習会開催が決まりましたら、ファミサポだよりにてお知らせさせていただきます。



富田林市こどもの権利条例ができました

こどもは、おとなと同じ、ひとりの人間として「権利」をもっています。こどもの権利は、こどもが幸せに生きるために、もっている権利です。

富田林市では、こどもの権利を守るために、「富田林市こどもの権利条例」を作りました。この条例は、令和8年7月からスタートします。富田林市のみんなで「こどもの権利」を守って、こどもがひとりの人間として大切にされ、自分らしく、安心して、幸せに生きることができる富田林市をつくっていきましょう。

すべてのこどもは、大切な「こどもの権利」をもっています

条例では、まち全体で重点的に守る 11 個の「こどもの権利」を定めています。

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| (1) どのような理由でも差別されない権利 | (6) ありのままの自分で生きる権利 |
| (2) あらゆる暴力から守られる権利 | (7) 社会とつながり、ともに生きる権利 |
| (3) 自分の意見や気持ちを聴かれ、
表し、それが大切にされる権利 | (8) 休む・遊ぶ権利 |
| (4) 自分に関わることに参加する権利 | (9) 学ぶ権利 |
| (5) 安心して生き、育つ権利 | (10) 相談する権利 |
| | (11) 必要な支援を受ける権利 |



すべての人に、「こどもの権利」を守るための役割があります

こどもの権利を
知り、理解し、
大切にし、
守ります。

こどもの意見を聴き、
大切にし、
こどもにとって
一番良いことを
考えます。



こどもに、いじめ、
差別、虐待など
こどもの権利を
傷つけることは
しません。

こどもが安心して
生き、育つことが
できるよう、まち全体で
こどもを見守り、
助けます。



**こどもも、おとなもお互いの権利を大切に、
みんなで「こどもの権利」を守りましょう！**

条例について
詳しくはこちら→





第1回講習会のご案内



『 子どもの事故防止及び救命講習 』

日時 ☆ 令和8年7月30日(木)、午前10時～11時45分
【受付】 午前9時45分～

場所 ☆ 富田林市立多文化共生・人権プラザ 会議室 A・B および会議室 C

講師 ☆ 消防署員及び健康づくり推進課職員

内容 ☆ 子どもに多い事故と未然に防ぐための注意点、心肺蘇生法や AED の使用方法など
※大人のみではなく、乳幼児向けの心肺蘇生法等も学びます

対象 ☆ ファミサポ会員 及び 本市民

定員 ☆ 15人 (申し込み先着順)
※保育あり (事前に申し込み下さい)

申込期間 ☆ 令和8年7月1日(水)～17日(金)まで

申し込み ☆ 電話: 0721-25-1000(内線 283)
メール: k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp



※メールでの申し込みは、件名に「ファミサポ講習会」とご記入ください。

※右図からでも申し込み可。→



援助・両方会員の皆さまは、救命講習と子どもの事故防止講習が少なくとも**5年に1回**
受講必須になっております。

※当日、お子さんが同伴の場合は保育が必要です。お子さんの飲み物・着替えなどは、各自で
ご準備ください。